

2014年(平成26年)8月18日号

NO.2643

(毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL 03(5363)5810 FAX 03(5363)5815 郵便番号:00120-5-83424

発行人 長尾 浩貴 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

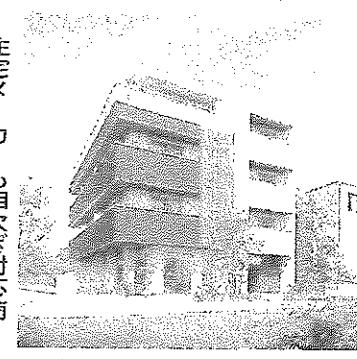
<http://www.shukan-jutaku.com/>

週刊住宅

今こそおも流大家実践塾

122

相続税改正と二世帯・賃貸併用住宅



改正前は最大240平

改正後は最大730平

方針が完全併用が可能とな

ることから見逃せな

い。

改正に合わせて二

世帯住宅への適用要

件も緩和された。

従来、二世帯住宅

の小規模宅地の評価

減への適用にあたつ

ては建物内部で行き

來がである場合のみ

小規模宅地の評価減

の適用対象となつて

たが、改正後は、自宅敷地

240平方㍍のほかに約54

平方㍍まで5%の評価減が

可能となる。自宅敷地以外

の、土地の評価額が最

大で8割減となり、評価額

を大幅に引き下げる」とが

できる。

また、その土地が特定居

住用地等に該当する場

合、改正前は最大240平

方針が完全併用が可能とな

ることになる。

「小規模宅地特例」で評価減

適用拡大や要件緩和も

また、親が健在

の場合は二世帯

住宅として利用

した後に賃貸するという方法

も考慮されるようになる。

この小規模宅地の評価減

の特例は適用要件を充足し

ているかという判断が難し

い。事前に適用が可能かど

うか確認しておきたい。

税理士による「不動産

と相続の無料相談会」のこ

内、「9月28日(日)

案内」

はフリーダイヤル012

0・177・213まで

たが、改正後は、自宅敷地

240平方㍍のほかに約54

平方㍍まで5%の評価減が

可能となる。自宅敷地以外

の、土地の評価額が最

大で8割減となり、評価額

を大幅に引き下げる」とが

できる。

また、その土地が特定居

住用地等に該当する場

合、改正前は最大240平

方針が完全併用が可能とな

ることになる。

この小規模宅地の評価減

の特例は適用要件を充足し

ているかという判断が難し

い。事前に適用が可能かど

うか確認しておきたい。

税理士による「不動産

と相続の無料相談会」のこ

内、「9月28日(日)

案内」

はフリーダイヤル012

0・177・213まで